

企画提案公募実施要領（案）

1. 事業目的

訪日インドネシア人客数は増加傾向にあり、2023年は約43万人とコロナ前を上回る水準で回復してきている。人口も2.8億人と世界4位の規模で、旺盛な個人消費が経済成長をけん引していることから、今後もさらなる伸びが期待できる国となっている。

九州への直行便は運航していないものの、シンガポールやマニラを経由した移動も多用されていることから、新たな市場として事業を実施する。本事業では九州インバウンドの持続的成長、九州の知名度向上による誘客を目指し、インドネシア旅行会社に対して九州の観光素材を提供するとともに九州の観光事業者とのネットワークを構築し、旅行商品の造成・販売の促進を図るために説明会・商談会を開催することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名：「九州におけるインバウンド消費単価向上に関する事業」

～インドネシアでの旅行商品造成に向けた九州観光セミナー・個別商談会

(2) 事業内容：①九州観光セミナー及び商談会の運営・管理業務

②①に付随する各種業務について

※事業内容の詳細については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 委託期間：契約締結日から2025年2月28日まで

(4) 予算額：4,000千円以内（消費税、地方消費税を含む）

3. 企画提案で求める内容

(1) 事業内容の理解度

事業の目的、意義、必要性及び内容について十分に理解しているか。また、各項において十分な説明がなされているか。

(2) 提案内容の優良性

提案内容に具体性、有効性、独創性、説得力、実現可能性を伴う優れたものでありかつそれを完遂させようとする意欲が感じられるか。

(3) 事業遂行の確実性

事業の運営管理体制、実施スケジュール等の行程管理など委託業務を円滑かつ安定的に遂行できるものであるか。

(4) 事業成果の中立性

業務実施後の追跡調査等によって事業内容を分析・把握し、その有効性や課題抽出を行い、適正公平な成果として示すことができるか。

(5) 必要経費の適正度

業務内容に見合った適切な経費であるか。

(6) 事業実績

類似事業の実績があり、提案内容に信頼性があるか。

4. 参加資格要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32項第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有していること。
- (7) 同種・同規模の業務に関する実績があること。

5. 企画提案書の提出要領

(1) 日程

① 公 告 2024年4月17日(水)～2024年5月10日(金)

② 質問受付 2024年4月17日(水)～2024年5月1日(水)

※質問の期限は5月1日(水)17時とし、質問は様式任意で末尾記載のメールアドレスまでメールにて行うこと。

※回答は、5月2日(木)17時までに行います。

③ 参加表明 2024年4月26日(金)まで末尾記載のメールアドレスまでメールにて行うこと。

④ 提出期限 2024年5月10日(金)17時まで(必着)

⑤ 結果通知 2024年5月下旬予定

⑥ 契約締結 2024年6月上旬予定

(2) 提出書類

① 提案書 任意 A4 判、正本 1 部、副本 5 部

※全体的なイメージを伝える上で A3 判を折り込むことは可とする。

※スケジュールを明確に明示すること。

※事業実施体制を提示すること。

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。

※副本には、応募者が特定できるような社名・デザインを記述しないこと。

②見積書（項目ごとに積算）・・・・・・・・任意 A4 判、正本 1 部、副本 5 部

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期限内に到着したもののみ受け付けます。

※電子ファイルでの提出は受け付けません。

※後日、電子ファイルでの提出をお願いすることがあります。

(4) 提出先 一般社団法人九州観光機構 海外事業部 担当：山岡

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号 電気ビル共創館 7 階

6. 留意事項

- (1) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容については公表しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要に応じ複写できることとする。
- (5) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する事業範囲を記載すること。※副本では、事業者名が特定できないようにすること。
- (6) 審査の過程でメールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (7) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (9) 応募のあった提案については、当機構の選定者において決定する。
- (10) 審査結果は、合否を速やかに通知するものとする。
- (11) 契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (12) 企画内容によっては、部分発注する場合がある。
- (13) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (14) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (15) 企画提案を採用した場合においても、当機構と協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (16) 企画提案、手続き等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

7. 問い合わせ・連絡先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号 電気ビル共創館 7 階

一般社団法人九州観光機構 海外事業部 担当：山岡

T E L : 092-751-2947

E-Mail : s-yamaoka@welcomekyushu.jp